

平成 25 年 3 月

お客様各位

ぐんまみらい信用組合

### 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、当組合は法期限到来後も、従来どおり金融円滑化管理方針に基づき柔軟に対応することに変わりありません。

当組合は、今後も地域の中小企業や個人をお取引先とした金融機関として、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割であると考え、お客様からの借入申込みや負担軽減に関するご相談をお受けした場合にはお客様の状況把握に努め、問題解決に向けて取り組んでまいります。

法期限到来後も従来と変わらず、中小企業のお客様及び住宅ローンをご利用のお客様からの新たな借入申込みや負担軽減に関するご相談に対して、お客様ごとの状況を十分に踏まえた上で、できる限り柔軟な対応に努めてまいります。

また、中小企業のお客様に対しては、お客様の経営状況等を踏まえた経営相談を行う他、経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案させていただき、十分な時間をかけて積極的な支援を行うように努めてまいります。

以 上

#### 【金融円滑化ご相談窓口】

##### 1. 営業店のご相談窓口

場 所 各営業店  
受付時間 午前 9 時 ～ 午後 3 時(当組合の休業日は除く)

##### 2. 本部のご相談窓口

場 所 金融円滑化相談室  
電話番号 0120-219-190(フリーダイヤル)  
受付時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時(当組合の休業日は除く)